

## はしがき

本書の前身は四半世紀も前に私の編著として世に出た『現代倒産法入門』(1987年)に遡る。当時は、破産、和議、会社更生、商法による会社整理と特別清算の五倒産処理手続の時代であり、大学における教育も従来の破産法一本やりのカリキュラムから、全ての倒産処理手続を見渡す「倒産法」へ移行しつつある時代であった。そのような新しい時代の倒産法の教科書として編まれた『現代倒産法入門』は、広く受け入れられ刷りを重ねた。その後10年余りを経て、わが国の経済状況は様変わりし、急増した企業倒産に対応するため1999年に和議法の廃止を伴う民事再生法の制定があり、2001年には個人再生立法、さらに国際倒産関連立法が行われたため、2002年には全面的に版を改め、『新現代倒産法入門』として上梓した。その際には、山本克己、中西両教授にも編者として加わっていただいた。

その後も倒産立法活動のうねりは収まらず、2003年の会社更生法全面改正、2004年の破産法全面改正があり、同時に各手続に共通する重要な諸制度について要件の統一が図られた。未だ、倒産法としての単一立法には至っていないが、実質的にはそれに近い状態となったといえる。また、私的整理の分野においても諸々の進展がみられた。このようにして、一段落した倒産立法のもとで、既に数年が経過して新たな判例の蓄積も見られるに至っている。

この時期に、旧版の共同編著者であり今日の倒産法研究の最前線におられる山本、中西両教授が、従来の方針を受け継ぎつつ内容を全面的に一新した簡便ながら信頼できる教科書として本書を編さんしてくださった。長年この分野における研究と教育に携わった者として、執筆者各位に感謝するとともに感慨ひとしおのものがある。全ての倒産処理制度を俯瞰的に考察することを試みた最初の体系書として『倒産処理法』(筑摩書房)を上梓したのは1976年であった。それから既に35年以上が経過した。その間のわが国経済の変貌は著しく、国民の「倒産感覚」もすっかり様変わりした。当時は、破産申立

てが債権取立てのための威嚇手段としてもっぱら債権者によって利用され、破産免責の制度はほとんど利用されることがなかった。この教科書で勉強する今日の学生にとっては想像もできないことであろう。

このような大きな変化をもたらした経済と社会の動きは今日も絶え間なく続いている。新たな要求が生まれ、新しい型の紛争を生じさせる。これに対応して新たな立法や判例の形成が今後も続いていくことは間違いない。既に、いろいろな兆しが見られる。たとえば、わが国では事業活動と不可分と考えられてきた約束手形による決済の実務が変化しつつあるといわれている。そうなれば、手形不渡処分をもって支払停止を認定する裁判実務も変化せざるを得ない。さらに近時は、ABLと呼ばれる集合債権譲渡担保や集合動産譲渡担保について議論が盛り上がりを見せており、これは数十年前のアメリカ法の状況を彷彿させるところがある。一般に経済活動のアメリカ化が著しいとすれば、倒産法のアメリカ化もまた避けられないであろう。2004年の新破産法によって解禁された賃料債権譲渡の全面自由化がアメリカ的「証券化」要求の流れの中で行われたことは記憶に新しい。膨大な消費者倒産申立てと免責申立てに裁判所が苦慮してきた。アメリカでは破産申立てに手続開始効があり免責は債権者から異議がないかぎり自動的に与えられる。わが国の実務もこれに近いものになっている。アメリカでは債権者による仮借ない強制取立てが一般化していたことから、その抑止効果を期待して偏頗否認における危機時期が一律に破産申立て前90日間と法定され、わが国の新破産法がここに新たに支払不能時を基準時として導入したのに比べても、大きな差となっている。これら諸々の制度的違いが今後の経済・金融の動向のなかでどのような変遷を辿っていくであろうかを予測することは難しいが、ここ10年くらいの間に再びかなり大きな変革が訪れるることは恐らく間違いないことのように思われる。

本書はその前身がそうであったように、その間の中継ぎの役割を果たすに過ぎないのかも知れないが、現時点における諸々の問題点とその解決のあり方を基本に戻って解き明かしえているとすれば、その知識は将来の変化に対応するための生み出力にもなるはずである。本書がそのような役割を果たすことができれば執筆者一同の喜びである。

最後に、本文執筆のほか判例索引・事項索引を作成してくださった名津井吉裕准教授、参考文献一覧を作成・調整していただいた中西正教授、笠井正俊教授および野村剛司弁護士の労をねぎらうとともに、本書の企画を発案され我々に提示された法律文化社の秋山泰氏、お世話になった同編集部の舟木和久氏に執筆者全員に代わって感謝したい。

2013年2月

谷口安平